

○箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱

平成31年4月1日告示第68号

箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱を次のように定め、平成31年4月1日から施行し、この告示による箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日の補助金から適用する。

箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱（平成27年6月25日付け27介第174号健康福祉部長通知。以下「県要綱」という。）に基づき、民間事業者が行う県要綱第2に規定する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

**第2条** 補助金交付の対象者は、次条に定める事業を行う民間事業者とする。

（交付対象事業）

**第3条** 補助金交付の対象となる事業は県要綱第2に規定する事業とする。

（対象経費及び補助金の額）

**第4条** 補助金の対象となる事業ごとの対象施設、補助単価、補助率、対象経費等は、県要綱別表1のとおりとする。

2 補助金の額は、県要綱別表1の対象事業の区分に応じ、当該事業の対象施設ごとに対象経費の実支出額と補助単価に単位数を乗じて得た額又は補助基準に補助率を乗じて得た額と比較して少ない方の額を限度として、予算の範囲内で町長が決定する。この場合において、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の条件）

**第5条** 補助金を交付する場合の条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、町長の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、箕輪町地域介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

**第7条** 町長は、前条の規定により申請のあったときは、内容を審査し、相当と認めたときは、箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

**第8条** 第5条の規定により町長の承認を受けようとするときは、次に掲げる承認諸区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき 箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金変更交付申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）の中止（廃止）申請書（様式第3号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）完了期限延長承認申請書（様式第4号）

(事前着手)

**第9条** 補助事業は、第7条の規定による交付決定の前に着手することはできないものとする。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きに該当すると思料するときは、申請者は、箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）事前着手届（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(状況報告)

**第10条** 補助事業者は、12月末日の補助事業の遂行状況を、翌月の9日までに箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）進捗状況報告書（様式第6号）により町長に報告するものとする。

(実績報告)

**第11条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、速やかに箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 精算額算出内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 工事請負契約書の写し及びしゅん工写真
- (4) 補助事業に係る決算書又は決算見込み書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業が交付決定のあった日の属する年度に完了しない場合で、第8条第3号の規定により町長の承認を受けたときの実績報告は、箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金年度終了実績報告書（様式第8号）によるものとし、翌年度の3月末日までに提出するものとする。

(額の確定)

**第12条** 町長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

**第13条** 補助事業者が補助金の支払いを受けようとするときは、箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

**第14条** 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が0円の時を含む。）は、箕輪町地域医療介護総合確保事業（介護施設等整備分）補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに町長に報告するものとする。この場合において、補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに町長に報告しなければならない。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部（又は1支社、1支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

3 前2項の規定による報告により、この補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額があることが確定したときは、補助事業者は、当該仕入控除税額を町に返還しなければならない。

(補則)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、この補助金の実施については、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金交付要領（平成27年7月2日付け27介第193号健康福祉部長通知）を準用する。